

1. 件 名：中部電力株式会社による浜岡原子力発電所4号原子炉施設において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る認可申請に関する面談（1）

2. 日 時：令和2年6月9日（火）14時00分～15時30分

3. 場 所：原子力規制庁 10階南会議室（音声通話により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

志間企画調整官、金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、長井安全審査官、古田安全審査専門職

長官官房 技術基盤グループ 核燃料廃棄物研究部門

酒井技術研究調査官、吉居技術研究調査官、川崎技術参与

中部電力株式会社

廃止措置部 廃棄物管理課 副長 他6名

5. 要 旨：

中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）と、令和2年6月5日に申請のあった浜岡原子力発電所において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請書（以下「当該申請」という。）について、以下のとおり面談を実施した。

- (1) 中部電力から、当該申請の概要について、配付資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、当該申請の記載内容が、「放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準」に規定する要求事項と同等であることの根拠を提示するよう求めた。根拠を求めた主な内容については以下のとおり。
 - ・ 評価に用いる放射性物質の種類を選定方法の妥当性
 - ・ サンプル測定により評価単位の放射能濃度を求めることの妥当性
 - ・ 測定装置の性能試験における測定条件の妥当性
- (3) 中部電力から、今回の面談を踏まえ対応する旨の発言があった。

6. その他：

中部電力株式会社からの配付資料

- ・ 浜岡原子力発電所において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請書（浜岡原子力発電所4号原子炉施設の低圧タービンロータの車軸）

以上